

福祉厚生常任委員会調査日程

開議日時：令和８年７月２７日（月曜日）午前１０時

場 所：議事堂大会議室

- １．開議
- ２．令和８年度第１回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について
- ３．所管事務調査 健康福祉部の所管に関する事項（障害福祉に関する勉強会）について（委員のみ）
- ４．その他（委員のみ）
- ５．散会

【福祉厚生常任委員会】令和8年5月9日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	想定される 担当課	意見・要望	現状（ 執行部の回答 ）
1	高齢福祉課	単身の高齢者が増えているが、市の取組はあるか。	令和8年4月1日現在、取手市の65歳以上の高齢化率につきましては、34.4%と令和7年度より0.24%減、75歳以上の後期高齢化率につきましては21.97%と令和7年度より0.64%増加し、介護保険の認定率につきましても令和8年3月末時点で17.4%と、令和7年度より1.24%増加している状況です。 高齢福祉課では、独り暮らし高齢者への支援事業として、突発的な急病や事故、災害等の緊急事態への備えに緊急通報装置を貸与する「緊急通報システム事業」、身体的な理由から毎日の調理や買い物に困難な方に対して夕食のお弁当を届けながら安否確認を行う「配食サービス事業」、地域包括支援センター職員からの架電によって高齢者の様子を伺う「あんしんコール」、介護保険等のサービスを使用していない、身体が虚弱であったり閉じこもりがちで孤立した独り暮らしの高齢者宅を訪問して手渡しで乳酸菌飲料を配布する「愛の定期便事業」があります。 今後も高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう取り組んでまいります。
2	障害福祉課 高齢福祉課 国保年金課	福祉に興味をもってほしい。 ・精神障がい者の医療負担が大きい。 ・認知症になる原因の一つとして、難聴がある。他の自治体のように補聴器補助をお願いしたい。	【障害福祉課・国保年金課回答】 精神障害者保健福祉手帳の交付の有無に関わらず、精神通院の医療費の負担を軽減する制度として「自立支援医療（精神通院）」があります。 この制度は心身の障害を除去、軽減するための医療について、保険適用となる医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度です。精神疾患により継続的に通院による治療を受けている方に対して、指定された医療機関における入院を伴わない外来治療や調剤、デイケア、訪問看護に係る費用が対象となるため、それ以外の疾病や外傷等に係る医療費は対象外です。 原則、医療機関等の窓口における保険適用となる医療費の自己負担が1割負担（被保護者は負担なし）となり、世帯の所得により月の自己負担の上限額（2,500円から20,000円）が設定されるため、上限額以上の負担はありません。

		せん。 給付については、茨城県が診断書の内容を審査し認定します。 申請（診断書を添付）は、市町村の窓口で受付できます。茨城県の審査を経て認定された場合、受給者証が交付されます。認定期間は、申請した日から1年で、引き続き給付を受ける場合は、更新が必要です。 また、茨城県の医療福祉費支給制度（マル福制度）において、精神障害者保健福祉手帳の等級により、保険適用となる医療費の自己負担分が支給されます。「精神障害者保健福祉手帳1級の方」「精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3、4級の方」「精神障害者保健福祉手帳2級かつ県福祉相談センターで知能指数が50以下と判定された方」が対象となります。自立支援医療の対象となる通院の場合は、自立支援医療が優先され、併用して制度をご利用いただくこととなります。なお、マル福制度には所得により支給制限があります。マル福制度の窓口は国保年金課となります。 精神障害者の精神通院の医療費は自立支援医療（精神通院）を受けていただくことで負担を軽減することができます。制度を知っていただくために市ホームページでの周知や窓口、電話でのお問い合わせ時の案内、障害者手帳交付時に障害福祉の制度について説明を行っているところですが、今後も丁寧な対応に努めてまいります。 【高齢福祉課回答】 加齢による聴力の低下は、70歳を超えるとほとんどの音域の聴力が低下し、75歳以上では聞こえが悪いことに悩んでいる方も増えてきます。難聴により人とのコミュニケーションに支障が出て社会的交流が減ってしまったり、耳からの刺激が減ることで脳に伝わる音声刺激が減ってしまい、認知機能低下を引き起こしやすくなると考えられています。 補聴器によって聞こえを補うことで、認知症の予防、生活の質の改善が期待できますが、補聴器は、一人一人の生活環境に合わせて適切に調整すべき繊細な医療機器です。そのため、購入後も適切な管理や調整が必要となることから、他自治体の状況を確認しながら購入後の再補助も含めた補助制度について研究していきたいと考えます。
--	--	--